繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン

第1版

令和 6 年 6 月 25 日 経済産業省製造産業局生活製品課

目次

1.	ガイドラインの趣旨・目的	4
2.	本ガイドラインが想定する対象者・構成・利用方法	6
3.	情報開示をめぐる国内外の制度動向	8
4.	我が国における情報開示の考え方	11
((1) 事業活動が外部環境に及ぼす影響の特定、及び行動方針の策定	11
((2)数値目標(KPI)の設定	12
((3)目標達成にむけた具体的な取組の設定	12
5.	情報開示が期待される開示項目	14
((1) 製造工程におけるエネルギー使用量・温室効果ガス排出量	14
((2) 製造工程における水使用量	15
((3) 環境に配慮した素材・原料の使用	16
((4)使用、廃棄に係る環境負荷	17
((5)化学物質の使用量	18
((6) 販売製品の廃棄量	19
1	繊維製品の製造企業における廃棄量(製造工程で発生する裁断くずや残糸・捨て耳等)	19
2	アパレル企業における販売製品の廃棄量	19
((7) 回収した衣料品の処分方法	20
((8)生物多様性に関する取組	21
((9) その他環境配慮に関する取組	22
6	たわりに	າວ

別表 繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン ワークシート

用語の説明

ESG 投資···

投資対象の財務状況に加えて、環境・社会問題や企業統治に対する取組を考慮して行われる投資。

ウルトラファストファッション・・・

低価格の衣料品をインターネットで販売する EC 事業者を指して言う。気軽に購入できる利点から、近年若者の間で人気が高まっている。フランスでは今後、生産量とコレクションの回転速度を基準に「ウルトラファストファッション」の定義が決められる予定。

CFP···

「Carbon Footprint of Product」の略語。 製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでの、ライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を、二酸化炭素排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組。

ガバナンス・・・

統治。日本では、多くの場合コーポレートガバナンス(企業統治)の意味で使われる。

グリーンウォッシュ(グリーンウォッシング)・・・

「うわべの飾り、ごまかし」を意味する「whitewash」のホワイトをグリーンに置き換えた造語。企業等が、あたかも環境に配慮しているかのように装いごまかすこと。

KPI···

企業等の組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを明確にできる指標。

サプライチェーン・・・

ある製品が、原料の調達から製造・販売・消費に至るまでの全過程のつながりのこと。

ステークホルダー・・・

株主、債権者、取引先、顧客、地域住民、地域社会も含めた企業の利害関係者のこと。

トレーサビリティ・・・

商品やその原材料・部品等を個別に識別し、生産から加工・流通・販売・廃棄までの過程を明確に記録することによって、商品からさかのぼって履歴情報を確認できるようにすること。

ネイチャーポジティブ・・・

生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせること。特に国の政策や企業の経済活動による取組を指す。

マイクロプラスチック・・・

海洋等の環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。厳密な定義はないが、大きさが 1 ミリメートル以下、ないしは 5 ミリメートル以下のものを指す。合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維をマイクロプラスチックファイバーという。

マテリアリティ・・・

情報開示を行う際の評価軸。

ライフサイクルアセスメント(LCA)・・・

商品の環境に与える影響を、資源の採取から加工・販売・消費を経て廃棄にいたるまでの過程ごとに評価する方法。環境への負荷のより小さい生産方法や代替原料・代替製品を選択していこうという考え方が根底にある。

注)解説にあたっては以下を参考とした。

小学館「デジタル大辞泉 |

「実用日本語表現辞典 |

経済産業省・環境省「カーボンフットプリント ガイドライン」(2023年5月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/20230526_3_1.pdf 金融庁「記述情報の開示に関する原則」(2019 年 3 月)

https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability03.pdf

繊研新聞社「フランス ファストファッション規制法案が国民議会を通過」(2024年3月)

https://senken.co.jp/posts/france-240318

AFP 通信社「「ウルトラファストファッション | 環境に負担も若者魅了 | (2022 年 9 月)

https://www.afpbb.com/articles/photo-slide-mp/3419424

1. ガイドラインの趣旨・目的

昨今、繊維産業は、国際的にも環境負荷の大きさが課題となっている。繊維製品は、化石資源を使用した化学繊維のみならず、綿や羊毛等の天然繊維においても、原材料や製造工程で多くのエネルギーが使用され、二酸化炭素が排出される。染色工程等においては、エネルギー使用量に加え、水資源の使用量も多い。こうした背景から、海外では、持続可能な繊維産業へ移行するため、積極的な取組が進められている。

我が国の繊維産業においても、従来からの技術や価格以外の新たな訴求力として、環境負荷の低減等の環境配慮に関する取組を行っていくことが必要である。この点、我が国においては、繊維製品の製造工程における環境負荷の低減を図るため、官民一体となった取組が進展している。経済産業省では、関係団体等のご協力を得て、2024年3月に「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」¹(以下、「繊維環境配慮設計 GL」という。)を策定・公表した。これに基づき、今後多くの企業で繊維環境配慮設計 GL に基づいた繊維製品の企画・設計・製造が期待される。

他方、繊維産業における環境配慮を加速していくためには、繊維・アパレル企業が繊維環境配慮設計 GL に基づき製造された製品の価値を、消費者等の製品利用者へ積極的に伝えることで、消費者等の意識を高めつつ、行動変容を促していくことも重要である。海外、特に欧州においては、繊維製品における環境配慮に関する情報開示の制度整備が進展し、一部の海外のアパレル企業では、すでに情報開示の取組が始まっている。

そのため、特に、海外アパレル企業等と取引のある我が国の繊維産業企業においても、取引先の企業等から環境配慮情報の提供が求められ始めている。例えば、製織・ニット製造を行う中小企業等に対しては、海外のアパレル企業等から、製造に伴う温室効果ガスの排出量や水の使用量等の情報提供が求められることが想定される。今後こうした動向は加速していくと考えられ、また、国内のアパレル企業等においても、環境配慮情報の開示をめぐる国際的な動向を踏まえて、消費者等の意識醸成や行動変容が進展した結果、適切な対応が求められる可能性もある。こうしたことから、繊維製品における環境配慮情報の開示については、先手を打った対応が求められ、我が国においても繊維・アパレル産業全体での取組が求められる。しかし、我が国の繊維・アパレル産業においては、一部の繊維・アパレル企業が環境配慮情報の開示に取り組んでいるものの、国際的な状況と比較すると十分とは言いがたい状況にあり、産業全体への普及が課題となっている。

¹ 経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」(2024年3月)

こうした状況を踏まえ、経済産業省・環境省が開催した「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書においては、「トレーサビリティの確保や情報開示について、アパレル企業等が取り組みやすい環境の整備について検討するべき」²とされた。本ガイドラインは、我が国の繊維・アパレル企業が主体的に情報開示等を行うことができるよう、繊維・アパレル企業における情報開示の考え方、情報開示が期待される環境配慮項目等について示したものである。

² 繊維製品における資源循環システム検討会「繊維製品における資源循環システム検討会報告書」(2023年9月)、32ページ。https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/20230928_1.pdf

2. 本ガイドラインが想定する対象者・構成・利用方法

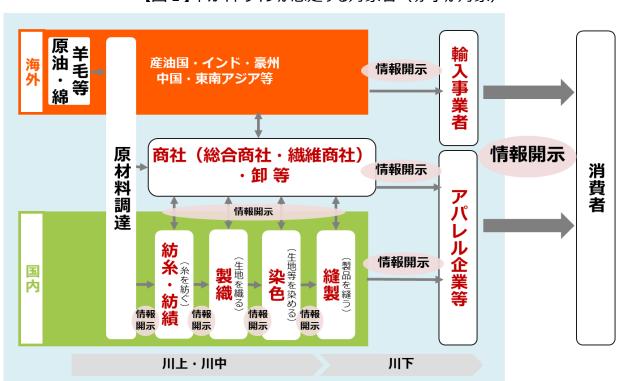
▶ 本ガイドラインが想定する対象者

本ガイドラインが想定する対象事業者は以下のとおりである。

- (1) 繊維製品を企画・設計し、消費者に販売する、アパレル企業・商社(総合商社・繊維専門商社)・卸・輸入事業者等
- (2) 繊維・アパレル産業のサプライチェーン上の、紡糸・紡績・製織・染色・縫製を行う企業等

我が国の衣料品等市場では、染色・縫製等の工程を海外で行った繊維製品が市場の大部分を占めることから、繊維製品を取り扱う輸入事業者も、本ガイドラインの対象に含まれる。特に、近年販売量が拡大している、いわゆる「ウルトラファストファッション」と呼ばれる事業者においては、本ガイドラインに基づく取組が強く期待される。同時に、各製造工程間の調整等を担う商社・卸事業者においても、サプライチェーン全体での情報開示を推進していく観点から、本ガイドラインに基づく取組が期待される。

また、我が国の繊維産業のサプライチェーンは、工程ごとに多様な中小企業・小規模事業者が分業する体制となっていることから、繊維製品の企画・設計、販売を担うアパレル企業が適切に環境配慮情報の開示を行うためには、サプライチェーン上の紡糸・紡績・製織・染色・縫製を行う企業等の各製造工程を担う事業者においても適切に情報を把握し、アパレル企業等へ提供していくことが必要である。



【図1】本ガイドラインが想定する対象者(赤字が対象)

▶ 本ガイドラインの構成・利用方法

本ガイドラインの構成は以下のとおりである。

- ・情報開示をめぐる国内外の制度動向(8ページ)
- ・我が国における情報開示の考え方(11ページ)
- ・情報開示が期待される開示項目(14ページ)

環境配慮情報の開示に関する制度や指針等については、国内外で様々なものが策定・公表されている。「3.情報開示をめぐる国内外の制度動向」では、繊維産業における環境配慮に関する情報開示をめぐる国内外の動向を紹介した上で、繊維・アパレル産業において環境配慮情報の開示を行う際に参考としていただきたい考え方を「4.我が国における情報開示の考え方」で示す。また、「5.情報開示が期待される項目」では、繊維・アパレル産業が、外部環境に対して特に影響を及ぼしうる点にかんがみ、開示することが期待される項目を具体的に例示した。

なお、特に、製造工程を担う中小事業者等においては、環境配慮情報の把握や開示に係るノウハウ・人材等が十分でない等、情報開示に伴う負担等が大きくなる可能性もある。そのため、本ガイドラインでは、初めて環境配慮情報の開示を行おうとする中小企業等にも取り組みやすい構成を心掛けた。

3. 情報開示をめぐる国内外の制度動向

環境配慮に関する国際的な意識の高まりから、近年、環境配慮情報に関する開示の枠組が確立されつつある。特に EU においては、環境規制に関する制度整備と並行し、環境配慮情報開示に関する制度整備も進んでいる。我が国においても、このような国際的な潮流を踏まえ、関係省庁において制度整備が検討されている。

> 非財務情報開示に関する国際的枠組の動向

非財務分野の情報開示に関しては、企業の資金調達手段として ESG 投資が一定のプレゼンスを示し始めた 2010 年代頃から、主に投資家向けに各国で様々な枠組が検討されてきた。他方、様々な枠組が示されることで、企業側の負担も大きくなっていった。

G20 の要請を受け金融安定理事会によって設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」が公表した提言(2017 年)³は、それまでに示されていた他の枠組と異なり、財務諸表を掲載する報告書において非財務情報の開示を行う、という点が特徴的である。また、開示の枠組として、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクの管理」、「指標と目標」という4つの項目が示されている点においても画期的だった。TCFD 提言の公表後、それまでの枠組の多くは更新され、開示情報の比較可能性が高まった⁴。

> EU における制度整備

EU においては、非財務情報開示指令(NFRD)を改組する形で、「企業サステナビリティ報告指令(CSRD)」が 2023 年 1 月に発効した。CSRD は、2019 年に公表された「グリーンディール」に基づき、NFRD における課題点を解決することを目的として策定された。CSRD の特徴としては、「ダブル・マテリアリティ」原則の明確化がある。「マテリアリティ」とは情報開示を行う際の評価軸のことであり、TCFD 提言においては、「気候関連の課題が企業の財務に影響を与えるかどうか」という「ファイナンシャル・マテリアリティ」が重視されてきた。これに対し、CSRD は「企業の活動が環境・社会に影響を与えるか」という「インパクト・マテリアリティ」も用いることとしている。これにより、企業の活動がサステナビリティに与える影響(外部影響)と、サステナビリティ課題が企業の業績に与える影響(内部影響)の両方に焦点を当てる「ダブル・マテリアリティ」の原則を明確にした5。

また、開示項目についても特徴がある。CSRD は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に則った報告を義務付けている。ESRS では、2 つの横断的基準と、環境・社会・ガバナンスからなる 10 項目における基準について、それぞれ開示することを求めている。TCFD 提言が気候変動に特化した情報開示を求めて

https://finance.ec.europa.eu/publications/sustainable-finance-package en

³ 気候関連財務情報開示タスクフォース「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言 最終報告書」(2017年6

月)。https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf

⁴ 北川哲雄、日経 BP・日本経済新聞出版「サステナビリティ情報開示ハンドブック」(2023 年)、7ページ。

⁵ European Commission[Sustainable finance package].

いるのに比べると、環境分野だけでも、気候変動、空気・水等の汚染、水資源、生物多様性、循環経済等の複数の開示基準を設定している。このほかにも、EU 指令としては初めて、サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける等といった点については、特徴的である。

CSRD は、EU 域内のすべての大企業、EU 域内市場に上場している中小企業、一定の要件を満たす EU 域外の大企業の順に段階的に適用され、適用対象は約 50,000 社にも上ると予測されている。これを 踏まえて、一部のグローバル企業においては、すでに自主的な情報開示が進んでいる。

なお、企業活動に関する情報開示と並行して、個々の製品に対する情報の開示についても諸外国で進んでいる。フランスでは、2023 年 1 月 1 日に施行された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」。で、製造業者、輸入業者、ディストリビューターやオンラインでの販売を含む市場投入者に対し、「リサイクル素材の利用率」、「リサイクルの可能性」、「トレーサビリティ」、「マイクロプラスチックファイバーの含有」を情報提供事項として義務づけている。

【図2】NFRDと比較した CSRD の特徴

	NFRD	CSRD
適用範囲の拡大	大規模な公共関心事業体(PIEs)に限定 適用対象企業:約11,000社	EU内の全ての大企業および EU市場に上場している中小企業に適用 適用対象企業:約50,000社
ダブルマテリアリティの 原則の導入	「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、 曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見	企業の活動がサステナビリティに与える影響(外部影響)と、 サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響(内部影響)の両方に焦点を当てる「ダブルマテリアリティ」の原則を明確に導入
開示の詳細度	ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスケマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない	ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求
第三者による 保証の要求	監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し	サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける 最初のEU指令
デジタル化と アクセスの向上	開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、 マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる 媒体での開示も容認	報告された情報のデジタル形式での提出を要求 情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している 企業の財務・サステナビリティ情報のプラット フォームに集約される予定

出典:European Commission「Sustainable finance package」(https://finance.ec.europa.eu/publications/sustainable-finance-package_en)より株式会社日本総合研究所作成

⁶ フランス共和国「2022年4月29日付政令第2022-748号」。

我が国における情報開示に関する制度整備の状況

TCFD 提言公表の後も 2020 年頃までは、国際的な開示の枠組は林立状態であったが、2021 年に IFRS 財団⁷が国際的なサステナビリティ開示基準の策定に向け「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) |を立ち上げると、徐々に国際的な開示のスタンダードが確立しはじめた。

ISSB は 2023 年 6 月、それまで複数存在していた開示枠組・開示基準の要素を取り入れた IFRS サステナビリティ情報開示基準を策定した。我が国においても、IFRS サステナビリティ開示基準をもとに日本版サステナビリティ開示基準の策定が行われている。 2022 年 7 月に設立された「サステナビリティ基準委員会(SSBJ)」は、同年 6 月と 12 月に開催された、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループによる報告書⁹における提言も踏まえながら、IFRS サステナビリティ開示基準に相当する、我が国のサステナビリティ開示基準の草案を 2024 年 3 月にとりまとめた¹⁰。金融審議会においては、今後国際的なベースラインとなる ISSB の基準と同等なサステナビリティ開示基準に則った形でのサステナビリティ情報開示を、プライム市場上場企業の一部から適用していくことが議論されており¹¹、今後の動向を注視する必要がある。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/01.pdf

https://www.ssbj.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html

⁷ 国際会計基準 (IFRS) を開発することを目的とした民間の非営利組織 (出典: IFRS® 財団及び国際会計基準審議会「IFRS 財団とその活動」 (2017年)、3ページ。 https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/who-we-are/who-we-are-japanese-v2.pdf)

⁸ ただし、IFRS サステナビリティ開示基準においては S1「サステナビリティ関連財務情報に関する全般要求事項」と S2「気候関連開示」のみを規定(2023 年 6 月時点)。

⁹ 金融庁「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月)。

¹⁰ サステナビリティ基準委員会 ホームページ。

¹¹ 金融庁「第1回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 事務局説明資料」(2024年3月)、30ページ。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20240326/03.pdf

4. 我が国における情報開示の考え方

▶ 情報開示の基本的な考え方

環境配慮情報の開示は、単に情報を開示するだけではなく、企業が真に環境配慮に対する問題意識を有し、そうした問題意識に基づいて情報開示を行うものでなければならない。近年、サステナビリティに対する消費者や投資家の意識の高まりにより、いわゆる「グリーンウォッシュ」に対しては、厳しい批判がなされている。すでに海外では、グリーンウォッシュの疑いのある環境主張を行った企業に対して、行政機関が摘発を行ったり、訴訟を提起されたりといった事案も発生している。

よって、環境配慮情報の開示にあたっては、消費者や投資家に対して、①企業の環境配慮に対する問題意識に端を発する行動方針の策定、②方針に沿った数値目標の設定、③数値目標達成に向けた具体的な取組とその進捗度合、の3点を明確に示すものであることが望ましい。

なお、この考え方について、企業が取り組みやすいよう本ガイドラインではワークシート(別表)を添付しているので、参照いただきたい。

(1) 事業活動が外部環境に及ぼす影響の特定、及び行動方針の策定

環境配慮情報の開示にあたって、まずは自社の事業活動が外部環境にどのような影響を及ぼし、それをどう捉えるのかを整理する必要がある。当然、企業の事業活動は、消費者や投資家の利益を増大させるためのものではあるが、今日では ESG 投資等の普及により、環境・社会といった外部環境に与える影響についても考慮して事業を評価する機関投資家等が増えてきている。こうしたことから、企業においては、自社・投資家・消費者といった直接のステークホルダーの利益だけでなく、環境問題等、間接的に影響を及ぼす社会一般の利益に自社の事業活動がどのような影響を及ぼすのかについて、十分な課題認識を持つことが必要である。

企業の事業活動は、外部環境に対して必ずしも良い影響を及ぼすわけではない。特に環境問題に関しては、対策を講じなければ外部不経済を引き起こす可能性が大きい。したがって、まずは自社の事業活動によって引き起こされる環境への影響を社内で検討し、特定する。そして、特定された影響について、どのように対応していくのかという「行動方針」の策定が必要となる。

この作業においては、例えば行政機関や国際機関が公表している目標等が参考になる。例えば、我が国では、「2050年における脱炭素社会の実現」を目標に掲げ取組を行っているが、これに対応していく場合、「事業活動における温室効果ガス排出」が課題として想定される。そして、特定された課題に対して、「排出量を低減させる」という行動方針が策定される。特に、どのような影響を重要と認識するかという点については、投資家や消費者等のステークホルダーとの対話に基づき決定されるべきものであることから、行動方針の策定に向けて対話を行っていくことも重要である。

なお、近年、責任ある企業行動の一環として、企業行動による環境や人権問題への悪影響を特定し、防止、緩和するための措置(デュー・ディリジェンス)を行っている企業も存在する。企業が、外部環境への影響の

特定や行動方針の策定を進める上では、環境配慮情報の開示にあたり、環境デュー・ディリジェンスの取組も参考となる¹²。

本ガイドラインでは、そうした作業の一助として、次章において、繊維・アパレル産業で特に環境に影響を及ぼ すと考えられている項目を例示しているので、参照いただきたい。

(2)数値目標(KPI)の設定

行動方針を策定した後、企業においては数値目標(KPI)を設定していくことが必要である。なぜならば、企業にとって重要かつ困難な課題であればあるほど、長期的かつ継続的な取組が求められるため、行動方針の進捗を客観的に評価できるものへ変換し、フォローアップしていくことが必要であるからである。

例えば、前述の「温室効果ガス排出量を低減させる」という行動方針を策定した場合においては、いつまでにどの程度の温室効果ガス排出量を減らせば、行動方針に沿った取組が行われたのか、行動方針だけでは評価できない。この場合、「● ●年度までに ● ●年度と比較し、● ●%排出量を削減する」といった数値目標に変換することで、自社の取組がどのような成果を生んでいるのかがより明確になる。

(3) 目標達成にむけた具体的な取組の設定

数値目標を設定した後は、数値目標を達成するための具体的な取組を設定する。例えば、前述の、「● ●年度までに● ●年度と比較し、● ●%排出量を削減する」という目標に対して、「輸送時の温室効果ガス排出を抑制するため、海外で生産された生地ではなく国内の近隣事業者で生産された生地を使用する」等の取組が考えられる。

https://www.env.go.jp/content/900497033.pdf

¹² 環境デュー・ディリジェンスの取組を進める上では、以下を参照いただきたい。

環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門~OECD ガイダンスを参考に~」(2020年8月)。

環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門〜環境マネジメントシステム(EMS)を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践〜」(2023年5月)。 https://www.env.go.jp/content/000131115.pdf 環境省「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」(2024年3月)。

https://www.env.go.jp/content/000227920.pdf

株式会社ゴールドウイン (URL: https://about.goldwin.co.jp/sustainability)

2030年までに達成する長期ビジョン"PLAY EARTH 2030"を策定。同社のミッションである「スポーツを通じて豊かで健やかな暮らしを実現する」を目指している。中でも環境重要課題として、「グリーンデザインの推進」「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」を設定。2025年、2030年、2050年目標をそれぞれ設定し、例えば「脱炭素社会の実現」については、2050年目標を「サプライチェーンカーボンニュートラル」としている。環境改善の具体策として、再エネへの転換、自社事業所での自家発電等を挙げていることに加え、毎年度の二酸化炭素排出量及び燃料ごとのエネルギー使用量を公表している。

株式会社 TSI ホールディングス (URL: https://sustainability.tsi-holdings.com/index.html)

サステナビリティ方針に基づいて、地球環境、人間、社会の3つの領域で12のマテリアリティを設定し、同社のサステナビリティサイト内でマテリアリティごとに公表している。

エネルギー使用量については、長期目標として「2050年にカーボンニュートラル実現、温室効果ガス排出量の実質ゼロ実現」を掲げ、中期目標(スコープ 1・2 は 2031年2月期までに二酸化炭素排出量を2020年2月期比で48%削減、スコープ3は同35%削減)はSBTイニシアチブの認定を取得。同サイト内でその推移をカテゴリー別に開示している。

> 情報開示の基本的な方法

多くの企業で取られている環境配慮情報の開示方法としては、自社のホームページに専用ページを立ち上げ、 そこに環境配慮情報を掲載する方法がある。扱える情報量が多く、また製品ごとではなく、企業の生産活動に関 する情報開示を行う場合には有効な手段である。

他方、TCFD 提言等の投資家向けの情報開示においては、企業が公表する財務情報報告書の一部として、 サステナビリティレポート等を発行する形をとっている。今後、我が国においても特定の開示枠組が制度化された 場合、報告書の形態で公表することにより、企業間の比較が容易になるという利点がある。

他方で、繊維・アパレル企業においては、消費者に向けた環境配慮情報の開示事例は少ない。消費者は投資家に比べ、開示情報へのアクセスが疎かになることが考えられる(例えば、ホームページに掲載するだけでは閲覧されない可能性も考えられる)ため、品質表示タグ等に二次元コードを印刷する等、効果的な開示方法について検討が必要である。

5. 情報開示が期待される項目

ESG 投資等の普及により、企業の事業活動について、環境・社会といった外部環境に与える影響も考慮して事業を評価する投資家等が増えている。また、国際的な消費者意識の高まりにより、企業は消費者からも事業活動による外部環境への影響等に関する情報開示を求められており、我が国においても、この傾向は強まっていくものと想定される。こうした状況にかんがみ、繊維・アパレル産業においても、環境配慮情報の開示に向けた準備をしておくことが重要である。

情報開示については、自社の事業活動が、社会一般の利益に、どのような影響を間接的に及ぼすのかについて、十分な課題認識を持つことが前提となるが、本章では繊維・アパレル産業において特に影響を及ぼしうるとされる項目を検討し、「情報開示が期待される項目」として例示した。各項目には、開示内容の詳細や、参考となる指針・指標等を示している。参考となる指針・指標等については、複数の指針・指標等にまたがる情報を1つのガイドラインとしてまとめることを意識している。

したがって、環境配慮情報の開示にあたっては、まず本ガイドラインを参照し、詳細を調べる場合には、先行する指針・指標等を参照いただきたい。また、取組の参考となるよう、国内の繊維・アパレル企業における先進的な事例も紹介している。なお、本ガイドラインに記載の開示項目について、そのすべてを開示することが難しい場合には、企業の状況に応じて、対応可能な項目から開示を行っていくことを推奨する。

ただし、本ガイドラインは、初めて情報開示を行う企業を対象として、最低限求められる情報開示の考え方や 項目について記載したものであり、諸外国の法制等との整合性を網羅的に有するものではないため、特に海外展 開等を企図する企業においては、当該国の法制等を参照いただきたい。

(1) 製造工程におけるエネルギー使用量・温室効果ガス排出量

◇開示内容の詳細

近年、製造業においては、地球温暖化対策の観点から、製造工程で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスについて算定し、公表する動きが広まっている。特に、製品・サービス単位でその製品等のライフサイクルの各段階における温室効果ガス排出量を、二酸化炭素排出量に換算し、その総量を算定する CFP の取組については、繊維・アパレル産業でも複数の取組事例が存在する。

まずは、事業所単位での温室効果ガス排出量の算定から始め、製品単位(例えば、生地の単位あたり)での温室効果ガス排出量の算定も将来的に行っていくことが期待される。

◇参考となる指針や指標

繊維産業における紡糸紡績・製織・染色・縫製等の製造工程においては、電力やガス等のエネルギー使用量を適切に把握し、それを基に温室効果ガス排出量を適切に算定することが重要である。この点、TCFD 提言や、

CSRD、IFRS サステナビリティ開示基準といった国際的な開示枠組では、スコープ 1・2・3 ¹³のすべてにおいて排出量の算出を求めている。繊維環境配慮設計 GL では、経済産業省・環境省「カーボンフットプリント ガイドライン」 ¹⁴に基づき算定を行うこととしている。

また、スコープ3までの温室効果ガス排出量の算出に関しては、2024年3月に「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」15が公表されており、2024年3月に業界団体等の協力により「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の算定方法基本ガイドラインに関する業種別解説(ファッション産業)」16もとりまとめられた。

【国内の事例】

株式会社 CFCL (URL: https://www.cfcl.jp/pages/consciousness-vol6)

認証素材の再生ポリエステルを使用した商品を主軸に、動物性繊維を使用した商品、植物性再生繊維を使用した商品等、商品ごとの製造工程で発生する温室効果ガスの排出量について、各サプライヤーと協力のうえ、定期的に LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施している。算出結果については、レポートとして同社ホームページにて公表している。

(2) 製造工程における水使用量

◇開示内容の詳細

繊維製品は、原材料生産から製造段階までに多くの水が消費され、大きな環境負荷となっている。特に、原材料生産及び染色工程における水消費が大きな割合を占めている、とされている。このため、まずは原材料生産や染色工程における水の消費量を適切に把握することが期待される。

◇参考となる指針や指標

CSRD が参照する ESRS 基準においては、環境配慮情報の開示項目として水資源、海洋資源の利用が挙げられている。繊維環境配慮設計 GL では、「④水資源への配慮」に関して、「製品の重量、又は、点数あたりの生産過程の水の消費量や、従来の水使用量との比較検証(体積比)等」を評価方法に取り入れることが

¹³ スコープ1、2、3の定義等については資源エネルギー庁 ホームページ

^{(&}lt;a href="https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/scope123.html">https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/scope123.html) を参照いただきたい。 14 経済産業省・環境省「カーボンフットプリント ガイドライン」(2023 年 5 月)。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/20230526_3.pdf
15 経済産業省・環境省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」(2024年3月)。https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/GuideLine_ver.2.6.pdf
16 日本アパレル・ファッション産業協会「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の算定方法基本ガイドラインに関する業種別解説(ファッション産業)」(2024年3月)。https://www.jafic.org/news/news_20240328/

望ましいとされている。

【国内の事例】

小松マテーレ株式会社 (URL: https://www.komatsumatere.co.jp/csr/vision/goal/)

2030 年度に向けた環境目標の一つとして、「2030 年度までに水重量原単位を基準年度(2013 年度)比で 25%削減」する目標を設定。その上で、小松マテーレグループにおける年間の水重量原単位(千㎡/t)を 2021 年度よりホームページ上に公開し、目標値への進捗状況をグラフで示している。

(3)環境に配慮した原料・素材の使用

◇開示内容の詳細

製造工程における環境負荷の低減に加え、原料・素材による環境負荷の低減についても情報開示を行うことが期待される。例えば、バイオマス由来の繊維やリサイクル繊維については、バージン繊維と比較して製造工程における環境負荷が小さくなる可能性があり、その場合同じ繊維種であっても、より環境に配慮された製品であると言える。

環境に配慮した原料・素材の使用にあたっては、消費者が製品の環境配慮性能について、合理性をもって適切に判断できるよう、十分な情報開示が期待される。例えば、リサイクル繊維であれば、単に「リサイクル」という情報を示すのではなく、どのような原料からリサイクルされたのか、どのようなリサイクルプロセスに基づき再資源化された繊維なのか、製品全体に占める割合はどれ程なのか等、環境負荷がどの程度低減されているのかについて、「グリーンウォッシュ」と指摘されないよう、十分な情報を開示することが期待される。

◇参考となる指針や指標

フランスでは、アパレル企業等に対する情報提供事項として、「リサイクル素材の利用率」の情報開示を義務づけている。我が国においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」における特定調達品目に「制服・作業服」が指定されており、環境に配慮した素材・原料に関する基準等がグリーン購入法基本方針¹⁷に定められている。グリーン購入法では、事業者等が製品について、一定の基準等を満たすことを購入者等に情報提供するよう努めることを求めている¹⁸。

https://www.env.go.jp/content/000201733.pdf

https://www.env.go.jp/content/000197086.pdf

¹⁷ 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(2023年12月)。

¹⁸ 環境省「グリーン購入の調達者の手引き」 (2024年2月)、78ページ。

株式会社アシックス (URL: https://www.asics.com/jp/ja-jp/mk/sustainability)

同社の製品で使用されている素材について、「NIMBUS MIRAI ではアッパーの主材料の 75%以上に回収したペットボトルから作られた再生ポリエステル材を使用」、「SHIGEN Pack 2.0 ではシューズ全体の重量の16%以上にリサイクル材を使用」といった情報をホームページ上で公開している。

蝶理株式会社 (URL: https://note.chori.co.jp/n/n48a9ade5231b)

「BLUE CHAIN」というコンセプトのもと、SDGs 商材を展開。「廃ペットボトル由来のリサイクルポリエステル糸」 「繊維 to 繊維の循環型スキーム」、「繊維くず由来などの環境配慮ナイロン素材」等、商材ごとにブランディングを実施し、ホームページ上で公開している。

アイトス株式会社 (URL: https://www.aitoz.co.jp/contribute/sdgs.php)

ホームページの製品紹介ページや製品カタログにおいて、自社製品において使用されている素材を紹介。「植物 由来ポリエステル繊維使用」等といった情報を掲載している。また、独自にサステナブルランク・項目を設定。商 品において該当する項目があれば、「素材」、「安全性」、「快適性」といったアイコンを表示している。

(4)使用、廃棄に係る環境負荷

◇開示内容の詳細

製造工程における環境負荷の低減と並んで、消費者の衣料品の使用や廃棄に伴う環境負荷の低減も重要である。特に、製品の長寿命化やリペア・リサイクルの可能性は、衣料品の廃棄を減少させる上で重要な要素である。また、製品の使用時に発生するマイクロプラスチックについても、海洋汚染の要因になるとされており、国際的な問題ともなっていることから、マイクロプラスチックに関する情報についても開示が期待される。衣料品の使用や廃棄に係る情報開示においては、長寿命化やリペア・リサイクルの可能性等に関する情報を消費者に伝えていくことで、消費者のエシカル消費¹⁹に向けた意識啓発にもつながり、環境負荷のより低い製品を選んで購入してもらうことが期待される。

◇参考となる指針や指標

フランスでは、アパレル企業等に対し、情報提供事項として、「リサイクルの可能性」、「マイクロプラスチックファイバーの含有」の情報開示が義務づけられている。我が国においては、繊維環境配慮設計 GL において、「⑧長期使用」、「⑨リペア・リユース活用」、「⑩易リサイクル設計」の項目があり、各項目について具体的な取組を設定している。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/about

¹⁹ 消費者庁「エシカル消費とは」。

東和株式会社 (URL: https://ameltis.jp/)

使用後の製品の解体を容易にする溶解糸「AMELTIS」を開発。「95℃以上の熱水に30分以上浸すことで 縫い糸が解ける」、「溶解時には溶剤などの薬剤は使用せず、熱水のみで溶けるため環境にやさしい」といった情報をホームページ上で公開。今後、同糸を使用した羽毛布団の販売を計画している。

(5) 化学物質の使用量

◇開示内容の詳細

繊維製品は人が直接触れるものであるため、特に人体に有害な化学物質等については、その使用に関して消費者から情報開示が求められている。我が国では、繊維製品における化学物質の使用に関して、様々な法令で規制がなされていることから、化学物質の使用量に関する開示に関しては、国内の関係法令への適合性を含め、使用量や環境に対する影響を示すことが期待される。

◇参考となる指針や指標

すでに欧州では、繊維製品も対象とした化学物質の輸入規制である「REACH 規則」を 2007 年より施行している²⁰。 我が国では、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)」において、国民の健康の保護を目的として、家庭用品に含有される物質のうち、人の健康に被害を生ずるおそれがある物質を有害物質として指定している。 さらに、家庭用品規制法では、対象となる「家庭用品」を指定し、その「家庭用品」について、指定する「有害物質」の含有量、溶出量、発散量に関して基準を定めており、基準に適合しない「家庭用品」の販売等を禁止している。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、特定の化学物質について環境への排出量等の届出(PRTR制度)並びに性状及び取扱いに関する情報について、SDS(安全データシート)の提供を定めている。

なお、化学物質の使用量の開示にあたり、主な化学物質関連法令で対象とされる化学物質については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が提供する化学物質総合情報提供システム等を利用することで確認できる²¹。

https://environment.ec.europa.eu/topics/chemicals/reach-regulation_en

21 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)「化学物質総合情報提供システム」。

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip search/srhInput

²⁰ European Commission [REACH Regulation].

小松マテーレ株式会社 (URL: https://www.komatsumatere.co.jp/csr/chemicalpolicy/)

商品および製造プロセスにおいて、有害化学物質を適正に管理し、健康・安全・環境に対するリスクの最小化を図るため、化学物質管理方針を策定。基本方針として、「化学物質に関わる法規制や国際ルール、業界自主基準等の遵守」や「作業者および商品の安全性と環境負荷に配慮した設計」、「原材料についてサプライヤーからの化学物質に関する情報の入手・管理」等、5つの方針を掲げホームページ上で公開している。

(6) 販売製品の廃棄量

①繊維製品の製造企業における廃棄量(製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等)

◇開示内容の詳細

繊維製品の製造にあたっては、紡糸・紡績・製織・縫製等の各製造工程において、残糸・捨て耳、生地の裁断くず等が発生している。原材料の調達から製造に至る廃棄物の総量は年間 4 万 5,000 トン²²とも言われており、環境負荷が指摘されている。製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等の廃棄量を適切に把握することで、リサイクル等の取組を推進し、廃棄量の抑制を図っていくことが期待される。

◇参考となる指針や指標

繊維環境配慮設計 GL においては、「⑤廃棄物の抑制」に関して、年間廃棄物量の計測及び推移の把握 (重量比、体積比)や廃棄物量管理、従来廃棄物量との比較検証(重量比、体積比)を評価することが 望ましいとされている。情報開示にあたっても、これらの点について把握し開示することが期待される。

【国内の事例】

株式会社ナカノアパレル (URL: http://nakano-apparel.co.jp/yamagata)

「サスティナブル縫製工場」としてモノづくり、サプライチェーン、環境、従業員のやりがい創出、地域社会の活性化という 5 つのミッションを掲げている。その中の取組の一環として、工場における毎月の裁断投入量、発生している裁断くず量、再生可能量を重量ベースで算出し、ホームページ上で公表している。

②アパレル企業における販売製品の廃棄量

◇開示内容の詳細

近年、繊維産業は大量生産・大量廃棄型の産業であるとの指摘が強まっており、実際には手放される衣料品の多くが家庭から使用後に手放されるものである²³ものの、販売過程で出る未使用製品の廃棄についても問題

²² 環境省「サステナブルファッション」。https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/

²³ 環境省「令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務(2023年3月)、3ページ。

視されている。こうした動きを踏まえ、我が国においても販売製品の廃棄の有無や量にについて、明らかにすることが期待される。

◇参考となる指針や指標

欧州では、2024年に採択されたエコデザイン規則(ESPR)において、未使用製品の廃棄禁止が規定される等、繊維製品の廃棄禁止が法制化されつつある。繊維環境配慮設計 GL においては、「⑤廃棄物の抑制」において、在庫管理やファッショントレンドの把握により適量・適正な生産を行い、廃棄量を抑制することが望ましいとされている。このことから、情報開示においてはアパレル企業等における未使用製品の廃棄の有無や、未使用製品の廃棄がある場合の削減目標、そして削減に向けた取組(在庫管理やファッショントレンドの把握等)を開示していくことが期待される。

【国内の事例】

株式会社ワールド (URL:https://corp.world.co.jp/csr/pdf/world_sustainabilityplan_2022.pdf)

「ワールドサステナビリティプラン」において、国内小売事業会社の商品(破損等の不良品や繊維商品以外も含む)の廃棄量および削減目標を点数ベースで公表している。

(7)回収した衣料品の処分方法

◇開示内容の詳細

近年、アパレル企業における環境配慮の取組として、店頭で使用済みの衣料品を回収する店舗が増加している。一方で、店舗で回収された衣料品がどのように処分されているのか、不安視する消費者・生活者も存在する。店舗で回収された衣料品の処分方法を明確にすることで、消費者・生活者のリユース・リサイクルに関する行動変容を促していくことが期待される。

◇参考となる指針や指標

アパレル企業が店舗で衣料品の回収を行うにあたっては、回収した衣料品(古着)の点数及び重量を適切に把握するとともに、繊維環境配慮設計 GL における「⑨リペア・リユースサービスの活用」を検討し、回収した衣料品の処分方法について情報開示を進めることが期待される。

【国内の事例】

株式会社オンワード樫山 (URL: https://www.onward.co.jp/green_campaign/results/index.html)

「オンワードグリーンキャンペーン」では、全国百貨店内のオンワード樫山ショップにおいて、オンワード製品を対象に衣料品を回収。毎年、参加者数、引き取った衣料品の点数を1人、1点単位で開示。また、リサイクルに83%、リユースに17%とそれぞれの活用割合を公表しており、この活動を通じて生産した毛布と軍手の生産数も開示している。

(8) 生物多様性に関する取組

◇開示内容の詳細

近年、企業の事業活動が地球の生態系に大きく影響を及ぼしうるという観点から、ビジネスにおける生物多様性に関する取組が重視されつつある。2022年に開催された生物多様性条約締約国会議(CBD COP15)では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が決定された。同枠組において事業者は、生物多様性への投資等の取組を進めることで、ネイチャーポジティブの推進に寄与することが期待されている。こうしたことから、企業における生物多様性配慮等の取組への期待が、企業の価値評価へ大きな影響を与えるようになりつつある。生物多様性に対して何も行動をしないことは、経営上の大きなリスクとなる可能性がある。このため、生物多様性配慮に対する取組についても、積極的な開示が期待される。

◇参考となる指針や指標

CSRD が参照する ESRS 基準においても、生物多様性は環境開示項目に含まれている。我が国においても、環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン」²⁴を公表しており、事業者向けに、基礎的な情報や考え方等を取りまとめている。2023 年に公表された第 3 版では、定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法が示されている。

【国内の事例】

東洋紡株式会社 (URL: https://www.toyobo.co.jp/sustainability/environment/biodiversity/)

2021 年 11 月に策定した「生物多様性保全の行動指針」に基づき、保全すべき自然環境が周囲にある拠点や、同社の事業活動と生物多様性の関連性等を整理。生物多様性への負のインパクトを最小化するため、事業所・工場から排出される環境負荷物質の削減や、製品開発時の環境影響評価(エコレビュー制度)等の取組を行っており、これらの取組をホームページ上で公開している。

²⁴ 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン 第 3 版」。https://www.env.go.jp/content/000125803.pdf

(9) その他環境配慮に関する取組

企業によっては、(1)~(8)にとらわれない環境配慮を行っている繊維・アパレル企業も存在する。そうした企業の自発的な取組については、今後も引き続き取組が行われ、適切な情報が開示されることが期待される。

【国内の事例】

株式会社しまむら (URL: https://www.shimamura.gr.jp/sustainability/environment01.html#promote-resource-recycling)

2007 年より資源のリサイクルに積極的に取り組んでおり、各店舗で発生したリサイクル資源(ハンガー、ビニール、買物袋、段ボール、雑古紙)を、自社物流を活用して商品センターへ集約し、リサイクル業者で再資源化する「循環型リサイクル」を実施。段ボールやハンガーといった販売資材について、リサイクル量を開示して

他方、そうした開示がグリーンウォッシュといった指摘を受けることのないよう、開示内容について、正確性や客観性、科学的根拠に基づいたエビデンス等を伴ったものとすることが必要である。

6. おわりに

本ガイドラインの策定にあたっては、我が国の繊維・アパレル産業において、環境配慮に関する情報開示が円滑に行われるよう、初めて情報開示に取り組む事業者であっても理解しやすいような構成・内容を心掛けた。我が国においても、業種横断的な情報開示のガイドラインは策定されているものの、繊維・アパレル産業に特化して策定された点で本ガイドラインは特徴的である。

しかし、繊維・アパレル産業における環境配慮情報の開示を妨げる大きな課題も存在しているため、課題解決に向け産学官が英知を結集し、取り組んでいくことが期待される。課題の一例としては、情報開示が期待される環境配慮項目に関する「情報」の算定方法の確立や信頼性の確保がある。例えば、「情報開示が期待される項目」の一つである「温室効果ガスの排出量」に関して、自社のスコープ1・2 については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等に基づいた算定方法があるものの、スコープ3 については取引先等と連携して算定する必要がある。サプライヤーの多くを占める中小企業が、容易に温室効果ガスの排出量を算定できるよう、手順書等の策定が求められる。この点、信州大学繊維学部では、繊維製品の製造工程における温室効果ガス排出量の算定等を行う評価人材の育成等を行うため、2023 年度より LCA 評価人材育成事業を行うとともに、わかりやすい手順書の策定に取り組んでいる。

また、環境配慮型製品のうち、リサイクル・バイオマス繊維についても、一定の定義に基づく開示が求められるが、現状そうした定義がなく、現在開示に取り組んでいる企業においては、国際的な第三者認証を取得するほか、企業独自のサステナブル基準に基づいた開示がなされている。そのため、消費者が環境に配慮した製品を比較の上購入する、といった消費行動がとりづらい一因となっている。この点、経済産業省では、標準化事業にて、リサイクル繊維等に関する定義や表示ルール、識別評価等に関する規格化が進められている²⁵。

さらに、本ガイドラインに基づいて、中小企業等が積極的に環境配慮情報の開示に取り組めるよう、中小企業における情報開示の負担を軽減していく取組も必要である。例えば、基本的な情報を入力することで開示項目が策定できるようなウェブサイト等を運用する等の支援についても検討すべきである²⁶。なお、情報開示を行うにあ

²⁵ 経済産業省では、環境配慮型繊維製品(リサイクル繊維製品及びバイオマス由来繊維製品)におけるリサイクル化学繊維/バイオマス化学繊維の要求事項、適合性の評価方法(分析方法・証明方法)、配合率の計算方法及び表示方法を規定した JIS(日本産業規格)の開発事業を 2021 年度に開始し、2024 年度中の原案策定を目指している。

²⁶ 例えば、フランクフルト証券取引所の運営を行うドイツ取引所では、 ESG データを同取引所のウェブサイトで公開する情報サービス「ESG visibility Hub」を提供している。このサイトは上場企業だけではなく、サステナビリティ報告書を確立していない中小企業に対しても ESG KPI レポートと、それに付随するベストプラクティス・ガイドを提供している(出典:ドイツ取引所ホームペ

⁻% https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/press-releases/Deutsche-B-rse-increases-transparency-for-investors-in-the-ESG-sector-with-new-offering-2920086) $_{\circ}$

たって、事業者において製品の製造コストが増加することも想定されるが、そうしたコストは適切に製品価格に転嫁していかなければならない。

今後、サステナビリティに関する情報開示の国内外の動向や、国内における環境整備を踏まえ、本ガイドラインは、柔軟に改定されるべきである。特に、開示した環境配慮情報の信頼性を高める取組、例えば国際的な評価を担保するための第三者認証等の仕組も必要となってくると考えられる。また、繊維産業におけるサステナビリティ推進に向け、将来的には環境配慮に加え、人権配慮に関する取組の情報開示も求められることから、繊維・アパレル企業の海外展開を見据え、国際的な開示枠組や、SBBJ 基準等の国内の主要枠組との整合性も検討していくべきである。

よって、本ガイドライン(第 1 版)の策定から 3 年後を目途に、進捗状況をフォローアップするとともに、適切な対応について検討するべきである。こうした取組を踏まえて、まずは、2026 年を目途として、国内の大手アパレル企業における情報開示を徹底し、2030 年度を目標として、国内市場における主要なアパレル企業において情報開示率を 100%にすることを目指す。並行して中小企業等にも取組を波及させていく。

本ガイドラインが繊維・アパレル企業のサステナビリティ推進の一助となるとともに、消費者・生活者の意識の向上や行動変容につながることを願ってやまない。

繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン ワークシート

(1) 自社の環境配慮に関する考え方

●自社の事業活動が環境に対してどのような影響を及ぼしていると考えるか。
●行動方針(課題について自社はどのように対応していくのか。)
(2)数値目標
(例) 製造工程で排出される温室効果ガスを● ●年度までに● ●年と比較し、● ●%排出量を削減する。
(3)目標達成のための取組
(例)海外で生産された生地ではなく国内の近隣事業者で生産された生地を使用する。
取組を行うことでどのように目標達成を行うか。(例)輸送時の温室効果ガス排出を抑制する。
●取組の効果をどのように計測・評価するか。